

育児・介護休業法が
改正されます

育児・介護休業法改正

仕事と育児・介護との両立がしやすい職場環境づくりを進めるため、育児・介護休業法と次世代育成支援対策推進法が改正されました。

令和7年4月1日
からの主な改正点

- ① 子の看護休暇の対象となる子の年齢が小学校3年生修了時まで拡大されるところに、学級閉鎖、入学式などのために取得できるようになります。
- ② 所定外労働(残業免除)の対象となる子の年齢が小学校就学前までに拡大されます。
- ③ 研修の実施、相談窓口設置など、介護関係制度を取得しやすい職場環境づくりのための措置を行うことが事業主の義務になります。
- ④ 介護に直面した労働者または40歳に達する労働者に対して、事業主が、個別に仕事と介護の両立支援制度等

を周知し、また、介護休業等を取得するかどうか意向を確認することが義務になります。

⑤ 子の看護休暇および介護休暇の対象となる労働者から、勤続6カ月未満の労働者を除外する仕組みが廃止されます。

⑥ 常時雇用する労働者数が30人以上の事業主は、育児休業取得率を公表することが義務になります。

⑦ 常時雇用する労働者数が10人以上の事業主が次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定または変更するとき、男性の育児休業等の取得状況および労働時間の状況を把握するとともに、把握した状況に係る数値目標を設定することが義務になります。

■問合せ 鹿児島労働局雇用環境・均等室 TEL099-2238239

～有形・無形の資産を引き継ぎ、
就農への可能性を広げる～
農業経営の第三者継承

農業経営の第三者継承の仕組み

後継者のいない農家(経営移譲希望者)が有する経営資産(農地・機械・施設等)や営農技術等(栽培および飼養管理技術・販路・経営管理ノウハウ等)を、第三者である就農希望者(経営継承希望者)に継承することを、地域の関係機関等が支援します。

農業経営継承のメリット

- ① 生涯をかけて築いた経営を残すことができ、社会や地域に貢献できます。
- ② 移譲後も一定程度経営に携わることができ、老後の生きがいとなります。
- ③ 農地・施設・機械を有効活用でき、別の処分方法を考える必要がありません。
- ④ 継承方法や資産評価の際の税務処理、移譲後の生活設計についても相談できます。

■問合せ (公社)鹿児島県農業・農村振興協会 農業後継者育成部
TEL099-213-7223 FAX099-213-7229
E-mail: syunou@ka-nosinkyo.net

～経営を開始して間もない時期の
営農資金等を確保したい方へ～
活用しませんか？経営開始資金

新規就農される方に、経営開始から経営が安定するまでの最大3年間、月12.5万円(年間150万円)を交付します。交付要件等の確認のため、申請の際は農政課農政係まで必ずご相談ください。

主な交付要件

- ① 独立・自営就農時の年齢が、原則 49 歳以下の認定新規就農者。
- ② 独立・自営就農で次の要件を満たす方。
 - ・ 農地の所有権または利用権を本人が有している。
 - ・ 主要な機械・施設を本人が所有し、または借りている。
 - ・ 生産物や生産資材等を本人の名義で出荷・取引する。
 - ・ 本人の農産物等の売上げや経費の支出等の経営収支を本人名義の通帳および帳簿で管理する。
- ③ 青年等就農計画等が次の要件に適合していること。
 - 独立・自営就農後、5年後までに農業(農業生産のほか、農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等関連事業を含む。)で生計が成り立つ実現可能な計画であること。
- ④ 原則として前年の世帯(本人のほか、同居または生計を一にする別居の配偶者、子および父母が該当する。)全体の所得が600万円以下であること。

■問合せ 農政課農政係 TEL76-1185

農作業標準賃金表

令和7年度農作業標準賃金及び賃借料情報をお知らせします。

◎ この標準賃金の額は「目安」であり、生産性及び利用上の問題のある農地については、相互の話し合いで決めてください。

種 別		標 準 賃 金 (円)	
一 般 農 作 業 (田植えを含む) 実働8時間		7,700円以上 (賄いなし)	
10 ア ー ル 当 た り	水 田 耕 起		8,220
	水 田 代 か き		8,220
	水 田 耕 起 ～ 代 か き		16,450
	機 械 田 植		8,220
	畑 耕 起	プ ラ ウ 耕	5,360
		ロ ー タ リ ー 耕	3,300
	肥 料 散 布		3,300
	甘しょ うねたて	露	

- 但し、(1) 一般農作業賃金が県最低賃金を下回った時は県最低賃金の額を目安とする。
(2) 機械作業の場合、条件の悪い耕地及び作業条件によっては1割～2割増とする。
(3) 上記標準賃金には機械・燃料代は含み、肥料・農薬代及び資材代等は別途とする。
(4) 上記標準賃金には消費税が加算されています。

枕崎市賃借料情報

1.田(水稻)の部 (10a当たり)					
区分	平均額	最高額	最低額	有償貸借筆数	(参考)無償貸借筆数
枕崎市全体	4,800円	5,000円	4,000円	4	12
2.畑(普通畑)の部					
区分	平均額	最高額	最低額	有償貸借筆数	(参考)無償貸借筆数
基盤整備地域	8,800円	22,600円	1,200円	595	56
未整備地域	7,200円	20,000円	1,500円	105	65
枕崎市平均(参考)	8,400円				
3.樹園地(茶)の部					
区分	平均額	最高額	最低額	有償貸借筆数	(参考)無償貸借筆数
基盤整備地域	13,800円	22,600円	1,200円	104	15
未整備地域	17,200円	20,000円	1,500円	242	28
枕崎市平均(参考)	15,500円				

■問合せ 農業委員会事務局農地係 TEL76-1095